

質問番号	質問種別	質問	回答
1	制度の概要	九州ふっこう応援割、『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーンとは何ですか。	九州地方(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県をいう。以下同じ。)の各県が、令和8年熊本地震により、熊本のみならず、九州地方全域において宿泊予約キャンセルが多数発生しています。 観光庁が創設した九州ふっこう応援割(令和八年熊本地震観光支援事業費補助金)は、九州地方の風評被害を払拭し、旅行需要を早期に回復・喚起するため、地元の意見を踏まえつつ、旅行・宿泊代金の割引支援を実施し、観光再生を図るものです。 そのうち、長崎県が実施する事業が『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーン」です。長崎県での宿泊を伴う旅行商品又は宿泊サービスを旅行者が購入する際に、旅行事業者が割引を行うために必要な経費を支援する事業です。
2	制度の概要	「補助金」とは何ですか。	『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーンにおける補助金とは、旅行代金・宿泊代金を販売する際に割引を行うために必要な経費を支援し、旅行事業者や宿泊事業者の負担を軽減するために補助をする「販売補助金」です。
3	制度の概要	消費者が制度について問合せできる窓口はどこですか。	【『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーン利用者お問い合わせ窓口】 TEL：050-1732-4652 受付時間:平日9:00～17:00(月～金曜日)、休業日:土・日・祝日
4	制度の概要	事業者が制度について問合せできる窓口はどこですか。	【『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーン事業者事務局】 電話番号 095-824-3200 受付時間:平日9:00～17:00(月～金曜日)、休業日:土・日・祝日
5	制度の概要	どのようにして割引を受けることができますか？	宿泊施設直接予約(STAYNAVIでの割引クーポン取得)、OTAクーポン、旅行商品割引の3つの手段があります。 詳しくはポータルサイト内の各手段のページをご参照ください。
6	制度の概要	外国人の旅行は『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーンの対象ですか。	利用者の国籍は問いません。
7	制度の概要	『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーンが適用となる対象期間はいつですか。	2026年10月1日(木)宿泊分から2026年12月25日(金)宿泊分まで(12月26日(土)チェックアウトまで)です。 ※宿泊施設直接予約(STAYNAVIでの割引)、旅行商品割引、OTAクーポン等、割引手段によって利用期間に制限があるためご注意ください。 ※対象商品販売開始日 OTA(じゃらん・楽天):2026年9月15日(火)以降に販売がなされた対象旅行商品が対象です。 宿泊施設直接予約(STAYNAVIでの割引):2026年9月28日(月)10:00以降の予約に対してSTAYNAVIにて割引クーポンを取得できます。 旅行会社・OTA(じゃらん・楽天以外):2026年9月30日(水)以降に販売がなされた対象旅行商品が対象です。
8	制度の概要	旅行期間の一部に、『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーンの対象期間外が含まれている場合は本キャンペーン割引の対象になりますか。	旅行契約に定められた旅行期間の中に、対象期間外の日程が含まれている旅行は本キャンペーン割引の対象になりません。
9	制度の概要	複数県をまたぐ旅行で、対象外の県の宿泊を含む旅行の場合、対象県のみ『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーン対象となりますか？	対象になりません。 旅行契約に定められた旅行期間に、対象となる九州地方以外の宿泊が含まれている旅行は、長崎県の宿泊を含む旅行全てが本キャンペーン割引の対象外です。
10	制度の概要	対象期間が、2026年12月25日(金)宿泊分(2026年12月26日(土)チェックアウト分)までであった場合、2026年12月26日(土)チェックアウト後に提供される復路の交通サービスは『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーン割引の対象となりますか。	ひとつの旅行商品として行程に含まれる場合、2026年12月26日(土)23:59までに提供が完了する旅行サービスについては、本キャンペーン割引対象とすることができます。 【対象としない例】 2026年12月26日(土)にチェックアウトし、2026年12月26日(土)夜に出発して、翌日の2026年12月27日(日)の早朝に到着する、夜行の運送サービス
11	制度の概要	対象期間が、2026年12月25日(金)宿泊分(2026年12月26日(土)チェックアウト)までであった場合、2026年12月25日(金)から2連泊した場合、1泊目は『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーン割引の対象となりますか。	対象外です。 旅行契約に定められた旅行期間の中に、対象期間外の日程が含まれているためです。
12	制度の概要	対象期間外を含む旅行商品は『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーン割引の対象になりますか。	旅行契約に定められた旅行期間の中に、対象期間外の日程が含まれている旅行商品は、そのすべてが本キャンペーン割引の対象外です。 なお、対象期間は、2026年10月1日(木)宿泊分から2026年12月25日(金)宿泊分まで(12月26日(土)チェックアウト分まで)です。
13	制度の概要	既存予約は対象にできますか。	対象にすることはできません。 『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーン対象商品の販売開始日以降に新規で予約がなされた宿泊・旅行商品のみ対象とすることができます。 ※対象商品販売開始日 OTA(じゃらん・楽天):2026年9月15日(火)以降に販売がなされた対象旅行商品が対象です。 宿泊施設直接予約(STAYNAVIでの割引):2026年9月28日(月)10:00以降の予約に対してSTAYNAVIにて割引クーポンを取得できます。 旅行会社・OTA(じゃらん・楽天以外):2026年9月30日(水)以降に販売がなされた対象旅行商品が対象です。
14	制度の概要	予約済みの旅行ですが、『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーン対象宿泊・旅行商品販売開始日以降に一旦キャンセルして新規で取り直す場合は対象となりますか。	『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーン対象商品の販売開始日以降に新規で予約がなされた宿泊・旅行商品のみ対象とすることができます。 ※対象商品販売開始日 OTA(じゃらん・楽天):2026年9月15日(火)以降に販売がなされた対象旅行商品が対象です。 宿泊施設直接予約(STAYNAVIでの割引):2026年9月28日(月)10:00以降の予約に対してSTAYNAVIにて割引クーポンを取得できます。 旅行会社・OTA(じゃらん・楽天以外):2026年9月30日(水)以降に販売がなされた対象旅行商品が対象です。
15	制度の概要	募集型企画旅行において、『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーン対象商品販売開始期日前から募集を行っていたが、販売開始日以降に催行決定となった場合、当該ツアーに参加するすべての旅行者が本キャンペーン割引対象となりますか。	『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーン対象商品の販売開始日以前の予約は対象外ですので、販売開始日以降に予約した方のみが本キャンペーン割引の対象です。 催行決定日は、本キャンペーン割引対象になるかの判断基準にはなりません。 ※対象商品販売開始日 OTA(じゃらん・楽天):2026年9月15日(火)以降に販売がなされた対象旅行商品が対象です。 旅行会社・OTA(じゃらん・楽天以外):2026年9月30日(水)以降に販売がなされた対象旅行商品が対象です。

質問番号	質問種別	質問	回答
16	制度の概要	本人確認をする必要がありますか。	身分証等の確認は不要です。 ただし、本キャンペーン割引対象とするためには、宿泊当日、利用証明書に代表者による署名等が必要です。
17	制度の概要	居住地の確認は必要がありますか。	必要ありません。 ただし、日本国内に住所を持たない外国人については、パスポートの提示など旅館業法上の対応が必要です。
18	制度の概要	割引を受けるために必要な「代表者の利用証明書」への署名はどこで行うのですか。	宿泊施設にて実施します。
19	制度の概要	旅行商品を旧姓で予約しましたが、当日新姓である場合はどうすればいいですか。	『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーン対象旅行商品の予約者と旅行者本人の氏名は同一である必要があります。ただし、質問のケースでは、身分証等で本人確認ができた場合に限り、補助対象にすることができます。
20	制度の概要	割引額算出の基となる旅行代金等は税込価格ですか、税抜価格ですか。	税込価格です。税込の旅行代金・宿泊代金をもとに50%を乗じます。
21	制度の概要	入湯税や宿泊税などは含めることができますか。	できません。
22	制度の概要	子供や乳幼児は対象となるのでしょうか。	原則として、子供や乳幼児も1名として旅行者数に含めることができます。
23	制度の概要	大人と子供の旅行代金が異なる場合、割引額はどのように計算すればいいですか。	次の計算例のとおり、旅行代金等の異なる参加者も合算し、総額の旅行代金として算出します。 【計算例】 旅行内容：1泊2日、宿泊＋往復新幹線付きの旅行サービス、旅行者 大人1人＋子供1人 旅行代金：40,000円(大人1人 30,000円、子供1人 10,000円) 割引額算出の計算：40,000円×50%＝20,000円 ただし、旅行事業者の業務実態に合わせ、参加者個別に割引額を算出することがあります。その場合、総額からの算出と比較し、割引額に差異が生じることがございます。詳しくはご利用の旅行会社へお問い合わせください。
24	制度の概要	泊数制限はありますか。	泊数制限はありません。
25	制度の概要	自社の旅行商品に「旅行・宿泊割引クーポン」を併せて適用したいのですが可能ですか。	併用は可能ですが、旅行代金・宿泊料金を自ら決定する旅行事業者が、『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーンの対象となる自らの旅行商品に対して割引クーポンを適用させる場合は、旅行代金・宿泊料金から「割引クーポン」による割引額を引いた後の価格をもとに本キャンペーン割引額を算出します。 【計算例】 旅行代金15,000円に、割引クーポン5,000円を適用させる場合 割引額は(15,000円(旅行代金)-5,000円(割引クーポン))×50%＝5,000円
26	制度の概要	ポイント付きの商品で『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーン割引対象となるのはどのような場合ですか。	本キャンペーン開始前より、恒常的に、顧客販促や広くすべての宿泊者に適用される事業者が付与するポイント類については制限しません。 (一例) ・旅行申込者全員に旅行代金の3%がポイントとしてシステムから自動付与されるもの ・旅行代金・宿泊料金の価格決定権のない事業者から、特定商品に限定せず付与されたポイント
27	制度の概要	旅行代金を各種ポイントやマイル、ギフト券等で支払は可能ですか。	名称の如何を問わず、旅行者個人が保有するポイント類、旅行券、ギフト券などを、現金やクレジットカードと同様の支払手段として利用することは可能です。旅行代金より本キャンペーン割引額を差し引いて算出した旅行者支払額に対して現金同様に利用できます。
28	制度の概要	『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーン以外の補助制度(市町村割等)を併せて適用したいのですが、割引額の計算方法はどのようになりますか。	市町村等の補助制度を先に適用し、その後『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーンの割引適用となります。 【市町村割等を併用する場合の計算例】 12,000円の旅行で、市町村が3,000円引きする場合 『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーン割引額：(旅行代金12,000円ー市町村割3,000円)× 50% ＝ 4,500円
29	制度の概要	企画旅行の旅行開始後に、旅行日程を短縮して帰宅した場合の扱いはどうなるのですか。	実際に参加・宿泊された旅行・宿泊が『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーンの前提条件となるため、旅行内容に変更が生じた場合は、変更後の旅行内容が本キャンペーン交付条件を満たす必要があります。旅行代金や旅行日数が増えた場合、変更となった旅行代金・日数を基準に割引額を算出することになります。 ※変更・取消に伴う取消料は本キャンペーン割引対象外となります。
30	制度の概要	旅行参加者の都合により途中離団した場合、『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーンの割引はどのようになるのですか。	旅行契約(旅行日程)の短縮後の旅行が依然本キャンペーンの対象となる場合は割引額の算出が可能です。変更後の旅行代金に対して割引額を再計算のうえ割引されます。 ※変更・取消に伴う取消料は本キャンペーン割引対象外となります。

質問番号	質問種別	質問	回答
31	制度の概要	各種免許、ライセンスや資格取得費用を含む旅行商品は『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーン割引の対象となりますか。	本キャンペーン割引の対象外です。
32	制度の概要	旅行者が、宿泊施設での滞在時に追加で支払を行ったルームサービスや飲み物等の費用は、『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーン割引の対象になりますか。	本キャンペーン割引の対象外です。
33	制度の概要	旅行者が個人で手配して現地で支払ったタクシー代は、『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーン割引の対象となりますか。	本キャンペーン割引の対象外です。
34	制度の概要	国内旅行傷害保険の「保険料」と「旅行代金」を合算して割引額を算出してよいですか。	国内旅行傷害保険の保険料は本キャンペーン割引の対象外です。本キャンペーン対象の旅行予約に際して、国内旅行傷害保険等の保険料は旅行代金に含めることはできません。
35	制度の概要	旅行目的地まで自家用車やレンタカーで往復する場合、高速道路料金やガソリン代は旅行代金に含めてよいですか。	含めることはできません。レンタカーを旅行事業者が手配している場合であっても、高速道路料金やガソリン代など、旅行者が自ら旅行先で支払うものを旅行代金に含めることはできません。
36	制度の概要	目的地へレンタカーで往復する場合、「宿泊を伴う旅行商品(交通付)」として本キャンペーンの割引対象になるのですか。	通常は宿泊を伴う旅行商品(交通付)の割引対象とはなりません。ただし、レンタカー代が事前に旅行事業者で予約した旅行商品の旅行代金に含まれている場合、当該レンタカー代を含む旅行が『宿泊を伴う旅行商品』となることがあります。詳しくはご利用の旅行会社・OTA等へお問い合わせください。
37	制度の概要	どのような旅行商品が周遊になりますか。	九州地方へ2県以上宿泊する旅行が対象となります。行程内に対象となる県以外の宿泊地を含む旅行商品は本キャンペーン割引の対象外となります。なお、入場や食事などの立ち寄りとして九州地方以外を含む場合は対象とします。
38	制度の概要	自家用車で移動し、複数の九州地方の宿へ泊まるのは、周遊型旅行商品ですか。	質問のケースで、旅行事業者において1旅行として販売される商品を利用する場合は、周遊型旅行商品とすることができます。
39	制度の概要	周遊型旅行商品の割引を適用せずに、宿泊を伴う交通付き旅行商品(2泊以上)として、本キャンペーンの割引を受けてもよいか。	恐れ入りますが、ご利用の旅行会社へお問い合わせください。
40	制度の概要	ビジネス利用は対象ですか。	対象外です。
41	制度の概要	ビジネス利用とする判断基準はなんですか。	旅行目的・内容の如何を問わず、次の場合は『ビジネス利用』と判断し、本キャンペーン割引対象外となります。 ・領収証の宛先が法人等の場合 ・お客様から法人名義(振込元・クレジットカード)での支払がされた場合 いずれも、当該旅行が企業活動の一環として実施されていると判断されるためです。行政機関等の公費出張の旅費についても、本キャンペーン割引対象外です。
42	制度の概要	修学旅行を含む教育旅行は、本キャンペーン割引対象となるのですか。	本キャンペーン割引対象となる旅行商品は、参画する旅行事業者として登録された日以降に予約がなされたものに限られます。通常、修学旅行等の予約は早い段階になされるため、本キャンペーン割引対象としては想定していません。
43	制度の概要	じゃらんnetや楽天トラベルの12月分の予約開始はいつからですか。	じゃらんnetと楽天トラベルの12月1日以降の宿泊分の予約販売開始は11月中旬以降を予定しています。
44	制度の概要	宿泊施設での直接予約に対する割引の対象はいつからですか？	9月28日10:00以降、対象施設で販売される宿泊サービス(10月1日から12月25日までの宿泊分)が対象となります。
45	制度の概要	旅行会社・オンライン旅行会社(楽天・じゃらん以外)を通した旅行商品割引の予約開始はいつからですか？	9月30日以降、順次開始されます。旅行会社によって発売日時が異なりますのでご注意ください。